


2020 年 8 月 25 日

学校法人 恵済学園
理 事 会
評 議 員 会 御中

監 査 報 告 書

監事 榎本幸雄 

監事 高岡真介 

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項 3 号及び学校法人恵済学園寄附行為第 7 条第 2 項 3 号の規定に基づき、学校法人恵済学園の 2019 年度（2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで）の業務並びに財産の状況について監査した。

監査の結果、学校法人恵済学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関する不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上